

毎週火、金曜日発行（但休日）に当ると
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百五十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）
第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯
提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定に
より告示する。

昭和三十八年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 米飯提供業者の登録
保安林の指定解除
結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定
とう精業者の登録
- 肥料の登録の有効期間の更新
- ◇正誤 昭和三十八年五月三十一日付け号外第六十六号目次中訂正

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号

倉振第一五六号 昭三八、六、一 堂後 綾子 堂後飲食店

東伯郡赤碓町大字赤碓一、一、〇九八

鳥振第一五四号 " " 一四 小椋 藤枝 新湯 旅館

鳥取市吉岡温泉町一四二 住所に同じ

" 第一五五号 " " " 高田智恵子 角 糝 屋

" " " 六五九

" 第一五六号 " " " 豆田 しげ しの屋

" " " 二三四

所 営業所の所在地

第一五七号 " 麻谷嘉代子 新滝清 " 梶川町二〇
 " 第一五八号 " 長谷川保代 有 楽 " 東品治町八一
 " 第一五九号 " 森本 東三 楽 " " 六六 " " "

鳥取県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十八年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

- 米子市夜見町字彦名界三 三二五の二、字彦名界四 三三二の一、三三二の二、彦名界五 四三三、四三四、彦名町字大高砂 四五〇〇の二
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
国立工業高等専門学校、工業団地及び住宅団地の敷地

とするため

鳥取県告示第三百五十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日

- 指定医療機関の名称、所在 地
昭和三十八年 鳥取県立中央病院 鳥取県八頭郡郡家町 三月三十一日 上私都診療所 大字麻生一九七の二

鳥取県告示第三百六十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開 設 者
 昭和三十八年 郡家町立 鳥取県八頭郡 鳥取県八頭郡
 四月一日 上私都 郡家町大字 郡家町長
 診療所 一九七の二 岸本 政嘉

登録番号 登録年月日 氏名又は名称

八振 第一号 昭三八、六、一四 山郷農業協同組合

鳥取県告示第三百六十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百号）第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおりとう精業者の登録をしたので、同規則同条第二項により告示する。

昭和三十八年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所 営業所の所在地 住所に同じ

八頭郡智頭町大字中原五六八

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)				生産業者の住所及び氏名
		窒素量	リン酸量	加里量	全量	
鳥取県第一九〇号	六、〇魚荒かす粉末	六・〇	六・〇	—	—	鳥取市湯所一六〇 倉谷久
第二二一号	五、〇なたね油かす	五・〇	二・〇	一・〇	—	鳥取市湖山町新川六六二 影井正芳
第二二三号	五、五なたね油かす	五・五	二・〇	一・〇	—	東伯郡北条町江北七九六の一 磯江正
第二五八号	七、〇魚かす粉末	七・〇	六・〇	—	—	鳥取市東品治町一九の五 鳥取県経済農業協同組合連合会 会長理事三橋誠
第二六〇号	小嶋麦尿素複合肥料	九・五	一一・〇	一〇・五	—	倉吉市堺町二丁目九六四 倉吉市農業協同組合 組合長理事磯江博

正 誤

昭和三十八年五月三十一日付け号外第六十六号中目次に誤りがあつたので、次のとおり訂正する。

誤

昭和三十六年度鳥取県財務概況

昭和三十六年度後期鳥取県電気事業の業務状況

正

鳥取県財政概況の公表

鳥取県電気事業の業務状況書の公表

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所

定価 一部月極二五〇円(郵送料共)